

# 平成 2 7 年 1 1 月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日（木曜日）

平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日（木） N O S A I 長野会館 6 階大会議室

午後 2 時 0 0 分 開会、開議

午後 3 時 3 4 分 閉議、閉会

## 出席議員（1 2 名）

|       |       |
|-------|-------|
| 1 番   | 小口利幸  |
| 3 番   | 花岡利夫  |
| 5 番   | 高坂宗昭  |
| 6 番   | 田上正男  |
| 8 番   | 相原久男  |
| 9 番   | 竹村 誉  |
| 1 0 番 | 和田重昭  |
| 1 1 番 | 宮下明博  |
| 1 3 番 | 下平豊久  |
| 1 4 番 | 村上眞章  |
| 1 5 番 | 久保田三代 |
| 1 6 番 | 永原和男  |

## 欠席議員（4 名）

|       |       |
|-------|-------|
| 2 番   | 柳田清二  |
| 4 番   | 羽田健一郎 |
| 7 番   | 宮下和昭  |
| 1 2 番 | 木次孝茂  |

## 説明のために出席した者

|        |       |
|--------|-------|
| 広域連合長  | 三木正夫  |
| 副広域連合長 | 牛越 徹  |
| 副広域連合長 | 伊藤喜平  |
| 事務局長   | 吉岡広幸  |
| 会計管理者  | 蔵之内 充 |
| 資格管理課長 | 武井義正  |
| 給付課長   | 大下叔久  |
| 総務係長   | 根岸 誠  |
| 企画財務係長 | 小林由紀久 |
| システム係長 | 土屋靖史  |
| 資格管理係長 | 森田剛幸  |
| 保険料係長  | 兒玉雅人  |
| 業務係長   | 赤羽裕幸  |

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下條広行

議会事務局書記 渡邊亮士

議会事務局書記 小松慎介

議事日程

○会期の決定

○会議録署名議員の指名

○諸般の報告

○一般質問

○議案第 9 号 平成 2 7 年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算

理事者説明

質疑、討論、採決

○認定第 1 号 平成 2 6 年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定について

○承認第 2 号 平成 2 6 年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定について

以上 2 件一括上程 理事者説明

質疑、討論、採決

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

午後 2 時 0 0 分 開会

**議長（久保田三代君）** 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまのところ、出席議員数は 1 2 名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより平成 2 7 年 1 1 月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

### ○ 会期の決定

**議長（久保田三代君）** これより本日の会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日 1 日限りといたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（久保田三代君）** 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

## ○ 会議録署名議員の指名

議長（久保田三代君） 次に、会議録署名議員を指名申し上げます。

1 番小口利幸議員、1 4 番村上眞章議員の 2 名を指名いたします。

---

## ○ 諸般の報告

### 現金出納検査結果

議長（久保田三代君） この際、諸般の報告をいたします。

本日、議場配付しましたとおり、監査委員において、平成 2 7 年 6 月から 9 月分までの各月の現金出納検査が実施され、その結果について議長宛てに報告がありましたので、写しを配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## ○ 広域連合長あいさつ

議長（久保田三代君） ここで定例会の招集に当たり、三木広域連合長から挨拶があります。  
広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 皆さん、こんにちは。本日、1 1 月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変御多忙の折にもかかわらず、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

当広域連合が所管します後期高齢者医療制度は、平成 2 0 年の制度発足から 8 年目に入ります。この間、被保険者の皆様の制度に対する御理解も進み、当広域連合としましても現在安定した事業運営を行っております。

しかしながら、昨今の超高齢社会の進展により、被保険者数の増加や医療技術の高度化等による医療費の増加が今後一層見込まれますことから、住民負担や地方公共団体の財政負担への影響など懸念すべき状況もございます。

そうした中であって、国においては持続可能な医療保険制度の構築を目指し、今年 5 月に公布されました国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、後期高齢者医療制度においても後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入による財政基盤の強化や高齢者の特性に応じた保健事業の充実を目指しています。

当広域連合としても、保険者としての機能をさらに高めるため、昨年来データを活用した保健事業の充実を図るため、保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画の策定に取り組んでまいりました。このたび策定しましたデータヘルス計画は、健康診査の結果やレセプト等から得られる健康医療情報を分析して、本県の後期高齢者の健康課題を明確にした上で、市町村からアンケートや意見交換会等で寄せられた御意見、御提言をもとに保健事業の目的・目標を設定し、取りまとめたものでございます。

本年 7 月に国保中央会より発表されました平成 2 6 年度の後期高齢者医療費の速報値によりますと、本県の 1 人当たり医療費は 8 0 万 6 7 8 円で、新潟県、岩手県、静岡県、千葉県及び秋田県の各県に次いで、低い方から 6 番目となっておりますが、その伸び率は対前年度比 1. 0 3 % と、高いほうから 1 3 番目と、依然高い水準となっております。

今後は、このデータヘルス計画に基づき、市町村の皆様と連携して P D C A サイクルに

沿って保健事業を着実に実施し、被保険者の皆様ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸を目的とし、またその結果として医療費全体の適正化につながるよう、保健事業のさらなる充実を図ってまいります。

次に、平成２８年度・２９年度の次期財政運営期間の根幹をなす保険料率の改定作業について申し上げます。

先ほど全員協議会で御説明しましたとおり、既に第１回の試算結果を９月中旬に国へ報告しておりますが、今月中には第２回の試算結果を報告し、最終的には１２月に国による算定に用いる確定数値の提示や、２８年度診療報酬改定率の決定を受けて新たな保険料率案を決定し、来年１月に最後の試算結果等を国へ報告するとともに、幹事会、運営協議会での審議を経て、来る２月定例会で関係します予算案、条例案について御審議いただくこととなります。改定作業に当たっては、今後の被保険者数の動向や１人当たり医療費の見込みを慎重に精査するとともに、高齢者負担率や診療報酬改定の動向等を十分見極めた上で、その取り扱いを決定してまいりたいと考えております。

マイナンバー制度に関しては、先月から本県でもマイナンバー通知の配達が始まり、今月末までに全世帯に配達される予定と伺っております。そして、来年１月からは後期高齢者医療事務におきましても各種申請に個人番号が記入されるなど、いよいよ運用開始となってまいります。

今年６月に発生しました日本年金機構による１２５万件の年金情報流出事件や、今回のマイナンバー制度の関連システムの構築に関与した厚生労働省室長補佐による収賄事件が発生したことは、この制度に対する国民の信頼を大きく損なうものであり、大変残念な事態であります。

当広域連合では、これまで業務対応、システム対応、個人情報保護対応と、それぞれプロジェクトチームを組んで準備を進めてまいりましたが、各市町村でも危惧されていますようにサイバー攻撃への対応など個人情報の安全対策が何より求められます。今後とも運用開始に向けまして、特定個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう、市町村と連携を図りながら情報セキュリティの徹底を図ってまいります。

本日、提出いたしました案件は、平成２７年度後期高齢者医療特別会計補正予算案ほか２件であります。詳細につきましては、別途御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（久保田三代君）** 三木広域連合長より挨拶が終わりました。

---

## ○ 一般質問

**議長（久保田三代君）** 日程に従い、一般質問に入ります。

通告がありますので、順次質問を許します。

１６番永原和男議員。

**１６番（永原和男君）** １６番、永原和男でございます。初質問の機会を与えていただきましたことに対してお礼を申し上げます。

今回は、平成２８・２９年度の保険料率の改定について、異なる視点から質問をさせていただきます。

まず最初に、保険料率の改定についてでございます。

高齢者にとって最大の収入源は、言うまでもなく年金となっております。物価が下がったときに年金を減額しなかったことを理由に、３年間にわたり合わせて２．５％の年金が減額をされ、年金生活者の暮らしに大きな影響を与えております。さらに後期高齢者医療制度の第５期中には、マクロ経済スライドによる年金抑制策が高齢者の暮らしを直撃することが危惧されています。国民年金の一月分の支給額は、満額で１人当たり６万５，０００円余、保険料を納められない期間があつて、満額の年金を受け取れない人も多くいます。こうしたことから、国民年金だけを受け取っている人の平均年金月額が４万円台となっております。これが国民年金の現在の現状であります。

こうした状況下で第５期の保険料率の改定が準備されているわけですが、そこで４点について伺いをいたします。

まず、連合長にお伺いをいたします。高齢者の生活実態について、連合長はどのように認識をされておられるか、最初に伺います。

次に、改定に当たって国から加算率等についての指示や指導があるのかどうか、伺いたいと思います。あるとした場合、その指導内容等について内容を簡潔にお示しをいただきたいというふうに思います。

３番目ですが、先ほど資料も頂戴をしておるわけですが、改めて来期に向けての被保険者数と医療費の伸びをどのように見込んでおられるのか伺います。

最後に、現段階での均等割額と料率の見込みについて伺いたいというふうに思います。

二つ目としまして、これ議長、続けていいんですか。

**議長（久保田三代君）** はい、続けてください。

**１６番（永原和男君）** 二つ目といたしまして、保険料の引き下げについて伺います。

今後７５歳以上の高齢者人口はふえ続け、２０２５年に最大になると言われています。保険料を下げる努力をしない限り、保険料は際限なく上がり続けることになります。

安倍政権は物価を毎年２％上げるとしています。加えて平成２９年４月からは消費税の税率の増税により物価が上がるのが予想されます。こうした一方、物価が上がった分はど年金をふやさないとする年金抑制策のマクロ経済スライドが第５期中に実施されようとしています。この新しい年金抑制策が高齢者の暮らしを直撃することが心配されます。

そこで、保険料を引き下げるという観点から３点について伺います。

まず、保険料を引き下げるとを目的とする基金の取り崩しについて、連合長はどのような御所見をお持ちか伺います。

次に、応益分に当たります均等額でございますが、現在１人当たり４万３４７円ございます。所得の低い人の軽減を目指すために均等額の引き下げを行うべきだと考えます。御所見をお伺いいたします。

最後に、健診の重要性については認識が一致するものと思います。２６年度の事業実績は先ほどの資料にもございましたが、受診率が２８．３２％であります。受診率の向上が求められています。構成市町村に対し、どのような方法で受診率の向上を求めているのか伺います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**議長（久保田三代君）** 三木広域連合長。

**広域連合長（三木正夫君）** それでは最初に高齢者の生活実態について御答弁を申し上げます。

高齢者の生活実態につきましては、当広域連合のデータヘルス計画でも取り上げておりますが、厚生労働省の国民生活基礎調査では、平成25年度の長野県の全世帯に占める高齢者世帯の割合は約23%であります。この内訳として、夫婦のみの世帯が約5割、単身世帯が約4割となっております。後期高齢者の所得の状況につきましては、厚生労働省が毎年公表しております後期高齢者医療制度被保険者実態調査によりますと、収入から公的年金等控除額や必要経費を差し引いた後の1人当たりの所得の推移では、平成21年中の所得から平成24年中の所得はほぼ横ばいですが、直近の平成25年中の所得では前年と比べ幾分上昇しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり高齢者の所得の太宗を占める年金支給額については、マクロ経済スライドによる給付水準の調整により、これからも実質的に減少することが見込まれます。このため、当広域連合におきましては、次期財政運営期間における保険料率の算定に当たり、後期高齢者の生活実態を十分踏まえた上で算定作業を進めてまいります。

以上でございます。

**議長（久保田三代君）** 武井資格管理課長。

**資格管理課長（武井義正君）** ただいまの永原議員からの保険料改定についての御質問の中で、②国からの増加率等についての指示、③被保険者数と医療費の伸びの見込み、④現段階の均等割額と保険料率の見込みについて、私からお答えいたします。

まず最初に第1点目、②の国からの指示についてでございますが、厚生労働省からはこの数値で計算しなければならないという指示はございません。今月、第2回目の保険料率試算の依頼があり、この中で示されたものは基礎数値の全国単位の伸び率、後期高齢者負担率、財政安定化基金標準拠出率等の見込み、平成26・27年度の財政収支にかかわる剰余金、財政安定化基金に関する留意事項などでございます。

主なものとして、基礎数値については、全国単位の被保険者数や被保険者1人当たり医療給付費などの対前年度の伸び率を示した上で、試算に当たっては各広域連合の実績を勘案して個別に見込むよう通知されております。次に、高齢者負担率は平成26・27年度は10.73%であったものが、あくまで見込みとして平成28・29年度は11.03%という数値が示されております。

第2点目として、③の被保険者数と医療費の伸びについてでございます。まず、被保険者数は長野県が公表している人口統計をもとに75歳以上人口の過去10年間の平均生存率から算出して推計しております。これに基づき、年平均で平成28年度は33万6,616人、29年度は34万2,194人と推計しております。平成27年度の平均被保険者数の見込みは33万8,655人ですので、これと比較すると平成28年度は5,751人、率にして1.74%の増、平成29年度は平成28年度の見込みに対し5,578人、率にして1.66%の増と見込んでおります。

次に、保険料の試算における医療費の伸び率については、試算に当たって過去3年の平均値に加え、直近である平成27年度の医療費の動向を見据えながら算定してまいります。近年の医療費の伸びは落ちついてきているものの、今年度の医療費は比較的高い伸び率となっており、年度全般を通じた予測が難しい状況がございますので、毎月の医療費の動向



について精査している段階でございます。

第3点目といたしまして、④の現段階の均等割額と保険料率の見込みでございます。本年8月に厚生労働省からの依頼で第1回目の保険料率の試算を行い、9月18日に試算結果を報告いたしました。この算定作業においては、均等割額を算出するために必要な所得係数のもととなる直近の全国1人当たり所得等の正式な数値が現段階では国から示されていないため、従前の数値を暫定的に用いております。また先ほども申し上げましたが、平成27年度の医療給付費の伸び率について現段階で適切な数値の予測が困難なことに加え、消費税や診療報酬改定の数値見込みも現時点では国から示されていないため、第1回目の試算数値はあくまで暫定的なものですのでお示しすることができませんが、御了解願います。

**議長（久保田三代君）** 吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** それでは、私からは2の保険料の引き下げについての1点目となります基金の取り崩しにつきましてお答えさせていただきます。

財政安定化基金は、高齢者医療確保法第116条の規定により、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や医療給付費の予想を上回ることにより起る財政不足に対応し、資金の交付や貸し付けを行うことを本来の目的として県に設置されております。また、平成22年・23年度の保険料率改定時から高確法の附則におきまして保険料の増加抑制財源として充てられることが特例として規定されております。

平成28年度・29年度の保険料率の改定に当たっては、財政安定化基金の取り扱いにつきまして1人当たり医療給付費の伸び、後期高齢者負担率の上昇等が見込まれますことから、県と現在協議を行っているところでございます。

基金の交付を受けることは、その期の保険料の増加抑制にはなりますが、その次の保険料率改定におきましては保険料の増加要因ともなり得ることにも十分留意しながら、将来にわたり被保険者の皆様に過度な負担とならないよう、また安定した制度運営をしていくことができますよう、県と入念な調整が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（久保田三代君）** 武井資格管理課長。

**資格管理課長（武井義正君）** 2点目の均等割額の引き下げについて、私からお答えいたします。

保険料の均等割と所得割は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の規定に基づき、賦課必要額を各広域連合ごとの所得係数に基づき按分することになっております。所得水準が全国平均並みの場合は、均等割と所得割の比率は50%ずつとなりますが、全国平均よりも低い場合は所得割の比率が下がるという財政上の仕組みとなっております。長野県の場合は、後期高齢者の所得水準が全国平均よりも低いことから、平成26・27年度は均等割と所得割の比率は1対0.8093、百分率に直すと均等割が55%、所得割が45%でございました。この賦課必要額の55%に当たる額を被保険者数で除した額が、現在の均等割額4万347円となっております。この比率はさきに申し上げたように、政令等の規定に基づいて算定されますので、制度上均等割額だけを引き下げるということはできないこととなっております。

**議長（久保田三代君）** 大下給付課長。

**給付課長（大下叔久君）** 3点目の健康診査受診率を高める策についてを私のほうからお答えいたします。

健康診査の受診率を高めることは、高齢者の方々の生活習慣病等を早期発見し重症化予防を図ることで、健康の保持、増進につながることから、結果として医療費の適正化に資するものと理解しております。このため、本年度策定し報告させていただいたデータヘルス計画においても、受診率の向上については重点項目の一つとして挙げております。この計画に掲げた新たな対策としましては、実際に健康診査を行う市町村との連携の中でも、特に国保や介護に携わる保健師の皆さんと積極的な連携を持つことにより、健康診査の必要性等の啓発や受診勧奨に活かしていくとともに、医療費、健診結果などの分析によりその結果を保健事業に活用していきたいと考えております。

また、以前から行ってきた担当者説明会や意見交換会の場において、受診率の高い市町村の事例について発表してもらい、他市町村の参考にしてもらうことや市町村広報紙への掲載依頼をするなど、健康診査の重要性を呼びかけ啓発活動を引き続き行うことで、受診率向上に一層努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**議長（久保田三代君）** 永原議員、よろしいですか。再質問。永原議員どうぞ。

**16番（永原和男君）** それでは3点ほど再質問をさせていただきたいと思います。

まず、私も現段階での保険料率、これは定まっていなくてことは理解できるんですが、じゃあそのおおよそ固まる時期ですね、料率がおおよそ固まる時期について、いつごろかというその時期についてお示しをいただきたいと思います。

次に、財政安定化基金の取り崩しのことでありますが、現在、県と協議をされているということで、協議をされていることについては私も評価をしたいと思うんですが、過去の事例の中でですね、取り崩しを前提として県と協議をしてきたことがあるのか否か、それについて伺いたいというふうに思います。あわせて、今この協議をしている中でどういう問題が県と折り合いがついていないのかという点についても御提示をいただければありがたいところでございます。

3番目であります、健診事業であります。私、この健診事業が特定健診程度の健診が後期高齢者事業の保健対象事業になっておるということではありますが、例えば構成市町村がですね、特定健診プラスアルファの事業を設計した場合、その特定健診を超えた部分はもちろん対象としないだろうというふうに思うんですが、特定健診プラスアルファの健診を設計した場合で受診された場合ですね、特定健診を超えた部分を控除した部分がこの補助対象になるのかどうか。それともう一つ、連合会としてですね、受診目標をどのくらいに置いているのか。その点について再質問をさせていただきます。

**議長（久保田三代君）** 武井資格管理課長。

**資格管理課長（武井義正君）** ただいまの永原議員からの御質問の中で、おおよそいつごろ保険料が固まってくるのかということについての御質問についてお答えしたいと思います。

国から診療報酬の改定率が決まってきますのが、12月の下旬に通知が来るものと予想しております。ですので、それから計算をいたしますと、恐らく1月上旬には試算できるのではないかとというふうに現在のところ予想をしております。

以上です。



**議長（久保田三代君）** 吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** 財政安定化基金の取り扱いでございます。先ほど申し上げましたように県との協議を行っているということでございますが、現在はそれぞれその具体的なその状況等について説明をしているという段階でございますので、まだその基金の扱いについての具体的な協議までは至っていないというところでございます。

それから基金につきまして過去に取り崩した経緯があるかどうかという御質問でございますけれども、具体的には平成22年、それから23年度でございますけれども、交付を受けているという経緯がございます。本県の基金におきましては、当初県の段階で標準拠出率を下回る状況で基金を積んできたということがございまして、実は平成24年に私も広域連合から県のほうに要請いたしまして、標準拠出率まで高めてもらったということがございます。その結果、今、基金のほうは積み立ててはございますけれども、全国的に見るとまだまだ低い状態がございます。そういったこともございまして、今回におきましてもですね、基金について特段収支に赤字等不足が生じない限りは、そのまま積み立てておくというのが県との間で合意となっているというところでございます。

以上でございます。

**議長（久保田三代君）** 大下給付課長。

**給付課長（大下叔久君）** 私のほうからは健診についてお答えさせていただきます。

現状につきましては議員おっしゃられるとおり、特定健診についての内容のものについてのみ補助対象としております。それ以外につきましては各市町村の費用でもって行っていていただいております。ただ、先ほどのデータヘルス計画の報告の中でも述べましたが、これから保健師さんたちとの会議を開く中で、必要な健診項目があるのかどうかといったことについても話し合っていきながら、健診項目についての充実を図っていきたいと考えております。

また、健診目標につきましてはデータヘルス計画にも載っておりますが、全国平均値プラス1%を目指しております。以上です。

**議長（久保田三代君）** 再々質問ありますか。

**16番（永原和男君）** ありません。

**議長（久保田三代君）** よろしいですか。以上をもちまして、永原議員の一般質問が終了いたしました。

次に、9番竹村誉議員。

**9番（竹村誉君）** 議席番号9番、竹村誉です。私は、高齢者の負担に優しい財源・給付の見通しと、制度の改善について、幾つか質問させていただきます。

後期高齢者医療制度は、医療費の大きな割合を占めている75歳以上を一くくりにして分類し、高齢者を劣悪の医療保険に強制的に囲い込んで医療給付費の抑制をやりやすくしようとする国の考えが設計の根本にあります。しかし、生産者人口の減少や実質所得の減少により、現役世代が中核となり高齢者医療を支える後期高齢者支援金の部分は自然減少する一方で、高齢化の増大により高齢者の医療制度においてはパイが大きくなる状況は避けられないのが実態です。1人当たりの医療給付費は毎年約2%のペースで上昇する中、今後も膨れ上がる医療費を制度全体として賄えなくなるであろうことは明白で、必然的に2年ごとの保険料の見直し時においては、保険料の値上げに直結する可能性が高くなりま

す。

この間の保険料のたび重なる値上げや、劣悪の診療報酬による差別医療が続けられて、多くの高齢者に怒りと不安の声が上がっております。私はこうした声を聞く中で、高齢者が国保や健保に加入したまま現役世代より低い窓口負担で医療を受けられるようにする、こういったもとの老人保険制度に戻し、保険料の際限のない値上げや劣悪の診療報酬による差別医療をなくし、解消を図った上で、減らされ続けてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額して、保険料窓口負担の軽減を図る制度に戻すべきだという立場であります。当広域連合議会に携わる議員として少しでも高齢者のためによりよい環境を図るという立場に立って発言させていただきます。

まず、来年度以降の医療給付の動向と、財源、予算の見通しについての質問ですが、現在、自公安倍政権によって医療費の適正化のもとに病床の削減や負担増、在宅医療、在宅看護への移行・推進が推し進められているわけですが、こうした医療環境が地域に在宅にシフトをしていく中で来年度以降の後期高齢者に対する医療給付の動向をどのように推計しているのか、また予算配分しているのか。また冒頭で前述した膨れ上がる医療費に来年度の予算、財源の見通しは保険料の改定も考えに含めて、どのように対応しているのか。一つ目の答弁を求めます。

次に、2番目に後期高齢者に高額医療が発生した場合の受領委任払い制度の採用についての質問をします。

現在、高額医療費は利用者が一旦自己負担限度額と、それを超えた高額医療費を医療事業者へ支払い、その後申請により高額医療分の支払いを受ける償還払いが原則となっています。しかし、一旦利用者負担の全額を医療事業者に支払うため、年金で生活する高齢者にとっては、一時的にせよその経済的負担は年々年金が削減され続け消費税増税が日々の生活維持に重くのしかかるもとで大変深刻なものといわざるを得ません。高齢者が窓口で高額医療費分を納めないで済むために、長野県後期高齢者医療広域連合として被保険者への高額医療費の給付を申請方法と仕組みを改善することにより、利用者でなく医療事業者に支払う受領委任払い制度に改めることは考えられないか。また、この場で、この立場で推進し改善を進める考えについて答弁を求め、質問といたします。

**議長（久保田三代君）** 吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** それでは私からは、来年度以降の医療給付の動向をどのように推計しているか、予算配分はとの質問にまずお答えさせていただきます。

広域連合は、後期高齢者医療制度の財政責任を持つ保険者という立場で、制度の適切かつ円滑な運営を行うことが求められております。したがって、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うため特別会計を設け、予算編成に当たっては被保険者数、医療費の動向等が基本となりますので、十分に状況把握に努めております。

医療費の分析に当たっては、過年度の実績についてできるだけ的確に把握するため、診療費、調剤医療費等に区分し、さらに診療費につきましては入院、入院外、歯科に分けて行っております。直近の報告であります平成26年度の後期高齢者医療の医療給付状況を見てみますと、診療費の費用額構成比の状況は入院が59.4%、入院外が36.7%、歯科が3.9%でありました。また、年度別の推移を見てみますと、入院と歯科の構成比率が年々増加している状況にあります。一方、予算編成に当たりましては、歳出において

保険給付費として一括して必要額を計上しておりまして、前述のような区分は一切しておりません。

現在、将来にわたる地域の人口構成の変化に伴う医療需要に見合った医療提供体制の構築に向けた計画があることは承知しております。こうした動向は、当然医療費にも影響があるものと考えます。さきに国において専門調査会等で一定の報告が示されましたが、スケジュール等を見ますと、本県における検討はこれからになるというふうに思っております。当広域連合といたしましても、医療費の分析において2次医療圏単位の分析なども検討してまいりたいと考えております。

また、国保、後期高齢者医療広域連合等で組織されます保険者協議会が法定化されまして、地域医療構想等の策定に当たっては保険者協議会として意見が求められることとなりました。当広域連合といたしましても、その協議会の場において後期高齢者の適正な医療を確保するという一方で、機会を通じて意見を述べていきたいというふうに考えております。あわせて、今後とも国の動向には十分注視してまいりたいというふうに考えております。

次に、来年度の予算、財政見通しについてであります。来年度は平成28年度・29年度の2年間で財政運営期間とする保険料率改定の年でもあります。永原議員への答弁でも申し上げましたように診療報酬の改定、消費税率の引き上げ等もありますので、被保険者数、医療費の動向等を注視する中で財政運営期間中の費用及び収入を的確に見込み、適正、公平な観点から保険料率の算定に努め、さらには保健事業の推進等も考慮しつつ、来年度の予算編成に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（久保田三代君）** 大下給付課長。

**給付課長（大下叔久君）** 2点目の高額医療費給付、受領委任払いの制度の採用について、私からお答えさせていただきます。

高額療養費の支給については、自己の負担額が同一月に同一の医療機関において自己負担額を超えた場合には、原則現物給付をされることとなっており、窓口で限度額を超える負担はありません。しかしながら、同一月に複数の医療機関にかかった場合や、世帯単位で外来や入院があった場合には、各医療機関の診療報酬を集計し月ごとに算定するため、窓口において現物給付することは実務的に困難なことから、後日、本人へ口座振替により支給されています。なお、後期高齢者医療制度では一度高額療養費の請求をしていただくと、口座の変更がない限り再度手続を行わなくてもそのまま口座振替により支給されます。また、市町村民税が非課税世帯の方はあらかじめ限度額適用、標準負担額減額認定証の申請をすることにより、高額療養費や入院したときの食事代について窓口での支払いが減額されます。さらに、この減額認定証は一度申請していただくと非課税世帯の場合には自動更新となります。このような被保険者の皆様にとって大切な情報は、市町村広報紙やパンフレットを通じ引き続き一層制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えしたとおり複数の利用機関や世帯単位での自己負担額は、集計して月ごとに算定して初めて高額療養費の給付となりますので、受領委任払いの仕組みでは対応が複雑となり、実務上困難なものと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

**議長（久保田三代君）** 竹村議員、よろしいですか。再質問。はい、どうぞ。

**9 番（竹村誉君）** 最初の質問のほうですけど、予算あるいは財政見通しのところでありますけど、医療費の動向を見て決めていくということでもあります。今後、広域連合として歳出の 97.6% で構成する保険給付費の使途の動向というのが大変これも重要になってくると思います。適正な予算化と偏った給付の実態が見られないように、能動的に広域連合としても見ていく必要がこれからはあるんじゃないかと思いますが、その点、国に対してもそういった場合フラッグを上げ、あるいは喚起していくということが必要だと思いますけど、その点についてやっていただいているかというか、そういった立場でこの広域連合として動くことができるか質問をいたします。

それともう一つ、先ほど、最後のほうの受領委任払いですけど、複数の世帯とかそういった場合にはできない、他方一回、大抵は、現物給付ができるという答えだったかと思いますが、これは全てどこの自治体でも実際に実施されているのか。こういった高額医療費を病院その場でではなくて、償還払いじゃなければできないという意見が多く年金受給者というか高額医療費を受給している人にあるわけですけど、その辺の実態は実際整っているのか、ちょっともう 1 回確認させていただきます。

**議長（久保田三代君）** 吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** 先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、私どもやはり保険者という立場では必要額を確保するというのが一番のことだと思います。あわせて患者である被保険者の皆さんのその受診行動についても十分に把握していくということが大切になってくるんじゃないかというふうに思っております。そういった立場から私どもも意見を発していきたいというふうに思っております。

また全国ということでございますけれども、私どもの広域連合が組織します全国協議会という立場がございまして、そういった組織の中でこれまでも国のほうに要請等を行ってきている経緯があります。今回の問題、まだ先ほども申し上げましたけれども、これから本格化するということがございますものですから、そういった状況を見きわめまして必要に応じて、また検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

**議長（久保田三代君）** 大下給付課長。

**給付課長（大下叔久君）** 高額療養費制度について、私のほうから答弁させていただきます。

高額療養費につきましては、同一月に同一、一つの医療機関において一般の方でしたら 1 万 2,000 円を超える金額についてはもうお支払いはいたしません、二つ以上、複数の医療機関を受療した場合、あるいは世帯の合算となった場合には、国保連にて月ごとの集計が行われます。この時点でその月に支払われた医療費の合計がわかるものですから、窓口での受領委任払いは困難と考えております。以上です。

**議長（久保田三代君）** よろしいですか。以上をもちまして、竹村議員の一般質問が終了しました。

これで一般質問の全てを終了します。

---

## ○ 議案第 9 号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

**議長（久保田三代君）** 次に、議案第 9 号 平成 27 年度長野県後期高齢者医療広域連合後



期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** それでは、議案第9号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

特別会計補正予算の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108億8,632万3,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,655億2,083万7,000円とするものでございます。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をお開きください。

歳入の1款市町村支出金1項市町村負担金を5億2,415万1,000円減額し、4款1項支払基金交付金を15億5,464万7,000円減額し、7款1項繰越金を129億6,512万1,000円増額するものでございます。

3ページの歳出、2款保険給付費1項療養諸費は、財源の振りかえのみでありますので、補正額はゼロ円です。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、68億5,499万5,000円増額し、8款1項予備費は、40億3,132万8,000円増額するものでございます。

続きまして、黄色い仕切りの補正予算説明書を御説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。

歳入の1款1項2目療養給付費負担金5億2,415万1,000円は、療養給付費負担金の精算に伴う減額であります。

4款1項1目後期高齢者交付金15億5,464万7,000円は、後期高齢者交付金の精算に伴う減額であり、26年度に超過交付となった分を27年度の交付金と相殺するものでございます。

7款1項1目繰越金129億6,512万1,000円は、平成26年度決算の剰余金の確定に伴い、剰余金全体額から当初予算対応額を差し引いたものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

2款1項1目療養給付費は、歳入において市町村負担金及び支払基金交付金の合計20億7,879万8,000円を減額することに伴いまして、財源内訳のその他の欄に記載の特定財源を減額し、前年度繰越金の増額に伴いまして一般財源を増額するものでございます。

7款1項3目償還金68億5,499万5,000円は、26年度に超過交付となった国庫負担金及び国庫補助金の償還金並びに返納金の二重納付に伴う償還金でございます。

8款1項1目予備費は、歳入全体から2款保険給付費の一般財源分と7款諸支出金を差し引いた40億3,132万8,000円の増額でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

先ほど歳入で御説明申し上げました療養給付費負担金の減額補正に係る市町村負担金一覧表でございます。

以上、特別会計補正予算の御説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。



**議長（久保田三代君）** 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑のある方は願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（久保田三代君）** 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方は願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（久保田三代君）** 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

**議長（久保田三代君）** 起立全員です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**○ 認定第 1 号及び認定第 2 号 2 件一括上程、理事者説明、  
質疑、討論、採決**

**議長（久保田三代君）** 次に、認定第 1 号 平成 26 年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定について及び認定第 2 号 平成 26 年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定について、以上 2 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** 平成 26 年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計決算書の 1 ページをお開きいただき、決算総括表をごらんください。

一般会計、左の欄の歳入は、予算現額 23 億 5,435 万 5,000 円、収入済額 23 億 5,373 万 6,154 円で、予算に対する増減は 61 万 8,846 円の減でございます。

右の欄の歳出は、予算現額 23 億 5,435 万 5,000 円、支出済額 22 億 8,649 万 3,529 円、不用額が 6,786 万 1,471 円で、差引残高は 6,724 万 2,625 円でございます。

2 行目の後期高齢者医療特別会計、左の欄の歳入は、予算現額 2,591 億 6,788 万 5,000 円、収入済額 2,636 億 2,256 万 373 円で、予算に対する増減は 44 億 5,467 万 5,373 円の増でございます。

右の欄の歳出は、予算現額 2,591 億 6,788 万 5,000 円、支出済額 2,493 億 7,711 万 3,034 円、不用額は 97 億 9,077 万 1,966 円で、差引残高 142 億 4,544 万 7,339 円でございます。

続きまして、歳入歳出の明細を御説明いたします。7 ページの一般会計歳入歳出決算事項別明細書をお開きください。

歳入の 1 款 1 項 1 目事務費負担金は、予算現額 6 億 5,215 万 7,000 円、収入済額 6 億 5,215 万 7,477 円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。内容は市町村からの事務費負担金でございます。なお、以下不納欠損額、収入未済額がゼロ円の場合は省略させていただきます。

2 款 2 項 1 目後期高齢者医療制度事業費補助金は、予算現額 7 万 1, 0 0 0 円、収入済額はゼロ円で、運営協議会の経費に対し補助を受けるため計上していましたが、後ほど触れます 4 目調整交付金にて交付を受けましたので、医療制度事業費補助金としての収入済額はゼロ円となっております。

2 目円滑運営臨時特例交付金は、予算現額 1 5 億 9, 6 8 2 万 2, 0 0 0 円、収入済額 1 5 億 9, 6 8 2 万 1, 8 6 1 円で、これは被保険者の中で低所得者及び元被扶養者に対する軽減特例分の交付金であります。

3 目長寿・健康増進事業費補助金は、予算現額 4 7 万 8, 0 0 0 円、収入済額ゼロ円で、これは新規で保健師を雇用することに伴い、平成 2 6 年 1 2 月からの雇用で当補助金の対象として計上いたしました。雇用が平成 2 7 年 3 月からであり、補助金の申請に間に合わなかったため、対象外となり収入がありませんでした。

4 目調整交付金は、予算現額ゼロ円、収入済額 9 万 4, 9 3 8 円で、先ほど触れました運営協議会の経費に対し交付を受けたものであります。

4 款 1 項 1 目利子及び配当金は、予算現額 3 9 万 6, 0 0 0 円、収入済額 2 2 万 7, 6 7 6 円で、円滑導入基金の預金利子でございます。

5 款、8 ページにまいりまして、1 項 1 目繰越金は、予算現額 1 億 4 4 3 万円、収入済額 1 億 4 4 2 万 9, 5 9 9 円で、前年度からの繰越金でございます。

6 款 2 項 1 目雑入、予算現額 1, 0 0 0 円、収入済額 4, 6 0 3 円で、個人情報公開に係る実費収入でございます。

続きまして、歳出の明細を御説明いたします。9 ページをごらんください。

歳出、1 款 1 項 1 目議会費は、予算現額 7 7 万 6, 0 0 0 円、支出済額 5 3 万 9, 8 9 0 円、不用額 2 3 万 6, 1 1 0 円で、主な支出は議員報酬が 3 1 万 6, 6 6 6 円でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、予算現額 3 億 3 4 9 万 9, 0 0 0 円、支出済額 2 億 8, 3 9 4 万 2, 4 9 8 円、不用額 1, 9 5 5 万 6, 5 0 2 円で、主な支出は備考欄をごらんいただきまして、3 節職員手当等として対象職員 2 5 名の時間外勤務手当 4 6 0 万 5, 6 4 7 円、1 0 ページにまいりまして、1 3 節委託料としてグループウェアハウジング委託料 1 4 2 万 5, 6 0 0 円、1 4 節使用料及び賃借料として事務室賃借料 8 1 3 万 1, 8 0 0 円、1 1 ページにまいりまして、1 9 節負担金、補助及び交付金として、派遣職員 2 9 名分の給与費等負担金 2 億 4, 1 0 8 万 8 6 0 円でございます。

なお、この目の不用額の主なものは、1 9 節負担金、補助及び交付金の 1, 4 9 9 万 5, 0 3 7 円でございます。これは派遣職員の異動等により負担額が予算見積時より下がったことによります。

2 目公平委員会費は、支出がありませんでした。

1 1 ページから 1 2 ページにかけまして、2 項 1 目選挙管理委員会費は予算現額 6 万 2, 0 0 0 円、支出済額 4 万 9, 2 9 5 円、不用額 1 万 2, 7 0 5 円で、委員報酬及び費用弁償でございます。

3 項 1 目監査委員費は、予算現額 2 7 万 8, 0 0 0 円、支出済額 1 6 万 8, 0 6 2 円、不用額 1 0 万 9, 9 3 8 円で、委員報酬及び費用弁償でございます。

3 款 1 項 1 目老人福祉費は、予算現額 2 0 億 4, 4 4 2 万 9, 0 0 0 円、支出済額 2 0

億 1 7 9 万 3, 7 8 4 円、不用額 4, 2 6 3 万 5, 2 1 6 円で、主な支出は、2 5 節積立金として円滑導入基金に円滑運営臨時特例交付金と預金利子とを合わせ 1 5 億 9, 7 0 4 万 9, 5 3 7 円積み立てたもの、2 8 節繰出金 4 億 4 6 5 万 4, 2 4 7 円は特別会計への事務費分繰出金でございます。

4 款公債費及び 5 款予備費は、支出がございませんでした。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

1 5 ページの後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書をお開きください。

歳入の 1 款 1 項 1 目保険料等負担金は、予算現額 2 2 2 億 8, 3 6 8 万 5, 0 0 0 円、収入済額 2 2 5 億 8 2 3 万 6, 0 6 6 円は、備考欄に記載のとおり市町村が被保険者から徴収した保険料 1 7 6 億 5, 8 5 7 万 6, 8 8 1 円並びに低所得者の保険料軽減等に係る保険基盤安定分 4 8 億 4, 9 6 5 万 9, 1 8 5 円でございます。

2 目療養給付費負担金は、予算現額 1 9 3 億 1, 3 4 5 万 6, 0 0 0 円、収入済額 1 9 3 億 1, 3 4 5 万 6, 0 8 2 円で、負担対象額の 1 2 分の 1 の法定負担でございます。

2 款 1 項 1 目療養給付費負担金は、予算現額 5 9 4 億 4, 2 9 6 万 7, 0 0 0 円、収入済額 6 4 6 億 6, 1 1 2 万 9, 7 6 3 円で、負担対象額の 1 2 分の 3 の法定負担でございます。

2 目高額医療費負担金は、予算現額 1 0 億 8, 3 4 1 万 2, 0 0 0 円、収入済額 1 0 億 4 0 7 万 6, 4 1 1 円で、負担対象額の 4 分の 1 の法定負担でございます。

2 項 1 目調整交付金 1 節普通調整交付金は、予算現額 2 1 8 億 4, 6 4 6 万 4, 0 0 0 円、収入済額 2 2 8 億 9, 8 5 3 万円で、負担対象額の 1 2 分の 1 を基準に 1 人当たり所得額の全国平均との格差による財政の不均衡を是正することを考慮して配分されたものでございます。

2 節特別調整交付金は、予算現額 1, 0 0 0 円、収入済額 7, 0 3 9 万 4, 4 3 3 円で、東日本大震災による一部負担金免除、保険料減免に要した費用の 1 0 分の 2 の補助並びに医療制度事業費補助金の差額を補填された分でございます。

2 目後期高齢者医療制度事業費補助金は、予算現額 1 億 3, 0 8 9 万円、収入済額 8, 5 3 3 万 5, 9 8 4 円で、健康診査に対する保健事業費補助金、後発医薬品の使用促進等のための普及・啓発等の経費に対する保険者機能強化事業費補助金及び特別高額医療費共同事業拠出金に対する補助金でございます。

1 6 ページにまいりまして、3 目長寿・健康増進事業費補助金は、予算現額 1 億 5, 6 0 0 万円、収入済額 1 億 3, 4 2 3 万 4, 6 2 9 円で、長寿・健康増進事業交付金の財源を国から受け入れたものでございます。

4 目災害臨時特例補助金は、予算現額ゼロ円、収入済額 3 9 万 2, 0 0 0 円で、東日本大震災による一部負担金免除及び保険料減免に要した費用の 1 0 分の 8 の補助でございます。

3 款 1 項 1 目療養給付費負担金は、予算現額 1 9 8 億 1, 4 3 2 万 2, 0 0 0 円、収入済額 1 9 3 億 4, 5 3 4 万 4, 4 1 1 円で、負担対象額の 1 2 分の 1 の法定負担でございます。

2 目高額医療費負担金は、予算現額 1 0 億 8, 3 4 1 万 2, 0 0 0 円、収入済額 1 0 億 1, 8 2 7 万 3, 2 8 1 円で、負担対象額の 4 分の 1 の法定負担でございます。

2 項 1 目県財政安定化基金交付金は、予算現額 1, 0 0 0 円、収入済額ゼロ円で、保険料が予定した収納率を下回る場合や予想以上に給付費が膨らむ場合に生じる財政不足を補うために交付を受け入れるもので、年度末の財政状況を見定めた結果、収支に不足は生じていないという判断から交付を受けておりません。

4 款 1 項 1 目後期高齢者交付金は、予算現額 1, 0 1 5 億 4, 4 5 8 万円、収入済額 9 9 億 4, 6 9 4 万 1, 5 6 1 円で、現役世代からの支援金でございます。

1 7 ページにまいりまして、5 款 1 項 1 目特別高額医療費共同事業交付金は、予算現額 4, 6 6 3 万 2, 0 0 0 円、収入済額 5, 5 8 3 万 9, 0 2 3 円で、1 件 4 0 0 万円を超えるレセプトの 2 0 0 万円を超える部分について、全国の広域連合間で財政調整し交付されたものでございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、予算現額 4 億 4, 7 1 2 万 1, 0 0 0 円、収入済額 4 億 4 6 5 万 4, 2 4 7 円で、一般会計からの事務費繰入金でございます。

2 項 1 目円滑導入基金繰入金は、予算現額 1 7 億 2, 2 9 6 万 9, 0 0 0 円、収入済額 1 7 億 2 0 1 万 8, 2 7 5 円で、保険料軽減の財源に充てるため繰り入れたものでございます。

7 款 1 項 1 目繰越金は、予算現額 1 0 2 億 4, 8 7 6 万 1, 0 0 0 円、収入済額 1 0 2 億 4, 8 7 6 万 3 2 8 円で、平成 2 5 年度剰余金の全額を繰り入れたものでございます。

8 款 1 項、1 8 ページにまいりまして、1 目過料は、収入がありませんでした。

2 項 1 目預金利子は、予算現額 3 2 0 万 8, 0 0 0 円、収入済額 5 4 2 万 1, 9 0 7 円で、歳計現金を定期預金により運用したものの利子でございます。

3 項 1 目第三者納付金は、予算現額 1, 0 0 0 円、収入済額 2 億 3, 7 8 7 万 5, 0 6 9 円で、これは交通事故の加害者からの納付金でございます。

2 目納付金は、予算現額 1, 0 0 0 円、収入済額 8, 0 0 6 万 4, 3 2 1 円、収入未済額 2, 0 8 8 万 9, 3 2 5 円で、保険医療機関からの返還金や不当利得による返納金でございます。収入未済額は、主に被保険者の所得変更等により発生しました一部負担金の差額の返納金であります。

3 目雑入は、予算現額 1, 0 0 0 円、収入済額 1 5 8 万 2, 5 8 2 円で、不正利得の返還金に伴う加算金でございます。

続きまして、歳出の明細を御説明いたします。1 9 ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、予算現額 4 億 2, 5 2 7 万 1, 0 0 0 円、支出済額 4 億 3 5 4 万 9, 6 4 5 円、不用額 2, 1 7 2 万 1, 3 5 5 円でございます。主な支出は、備考欄をごらんいただきまして、1 1 節の印刷製本費 5 8 0 万 6, 1 0 2 円は、被保険者証定期更新時における同封の案内文の印刷及び制度周知の案内付き被保険者証送付用封筒の印刷等でございます。

1 2 節役務費の通信運搬費 3, 1 1 7 万 5, 5 3 7 円は、郵送料等でございます。

1 3 節委託料は、被保険者証等作成委託料 2, 1 3 9 万 3, 6 1 2 円、電算処理システム保守等委託料 4, 6 3 9 万 6, 8 0 0 円、国保連合会業務委託料 1 億 1, 7 8 2 万 8, 1 8 7 円で、1 4 節使用料及び賃借料は、電算処理システム機器賃借料 1 億 5 6 4 万 3, 9 3 8 円、1 9 節負担金、補助及び交付金は、国保連合会への負担金 6, 8 5 1 万 2, 9 5 2 円でございます。

なお、この目の不用額の主なものは、郵送料が見込額を下回ったことによります通信運搬費等の役務費１，２６５万６，０７５円、被保険者証等作成委託の委託料４６２万３，８６４円でございます。

２款１項１目療養給付費は、予算現額２，４５２億９，１３４万４，０００円、支出済額２，３８６億７，３６４万１，７７５円、不用額６６億１，７７０万２，２２５円でございます。

２目訪問看護療養費は、予算現額９億円、支出済額８億５，７９９万６，８９１円、不用額４，２００万３，１０９円でございます。

４目移送費の支出はございませんでした。

５目審査支払手数料は、予算現額５億５，６２０万円、支出済額５億５，２３５万８，１４４円、不用額３８４万１，８５６円でございます。

２項１目高額療養費は、予算現額２２億円、支出済額２０億２，４２７万８，９３６円、不用額１億７，５７２万１，０６４円でございます。

２目高額介護合算療養費は、予算現額１億６，８００万円、支出済額１億６，４０８万９，５７４円、不用額３９１万４２６円でございます。

２１ページにまいりまして、３項１目葬祭費は、予算現額１０億２，４１０万円、支出済額９億６，７７５万円、不用額５，６３５万円でございます。

２款保険給付費の不用額の合計は、６８億９，９５２万９，６８０円であります。実績は、１人当たり給付費７４万９５４円で、平均被保険者数３２万５，７８９人でございます。

３款１項１目県財政安定化基金拠出金は、予算現額１億１，１２４万５，０００円、支出済額１億７９６万６，０７０円、不用額３２７万８，９３０円でございます。これは国・県・広域連合の三者が同額を拠出するものでございます。

４款１項１目特別高額医療費共同事業拠出金は、予算現額６，５６１万３，０００円、支出済額５，５０５万３７４円、不用額１，０５６万２，６２６円でございます。これは全国の広域連合で共同処理するための拠出金でございます。

２目特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、予算現額２０万円、支出済額１８万２，３２９円、不用額は１万７，６７１円でございます。

２２ページにまいりまして、５款１項１目健康診査費は、予算現額４億８，３７８万５，０００円、支出済額４億８，３６７万２，７３１円、不用額１１万２，２６９円でございます。実績は受診人数７万４３人、受診率は２８．３２％でございました。

２目その他健康保持増進費は、予算現額１億６，０００万円、支出済額１億３，０２５万１，１０５円、不用額２，９７４万８，８９５円でございます。これは市町村が行っております長寿・健康増進事業、主に人間ドックや肺炎球菌ワクチン接種の助成等に対する交付金であります。

２項１目医療費適正化推進事業費は、予算現額１，０８０万円、支出済額３９８万２，５８２円、不用額６８１万７，４１８円でございます。重複・頻回受診者等への訪問指導を行うための委託料でございます。

６款１項１目利子の支出はございませんでした。

７款１項１目保険料還付金は、予算現額１，９００万１，０００円、支出済額１，４１４万７７０円で、不用額４８６万２３０円でございます。



2目還付加算金は、予算額109万9,000円、支出済額109万8,020円、不用額980円でございます。

3目償還金は、予算現額49億3,710万5,000円、支出済額49億3,710万4,088円、不用額912円でございます。主な内容は、療養給付費負担金を償還しました国庫負担金償還金48億8,475万3,170円と、長寿・健康増進事業等を償還しました国庫補助金償還金1,168万6,000円、県負担金償還金4,063万1,430円でございます。

8款1項1目予備費は、国・県への償還金として8,632万4,000円を上記の償還金へ充用しております。

続きまして、実質収支について御説明申し上げます。

25ページの平成26年度一般会計実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額23億5,373万6,154円。2、歳出総額22億8,649万3,529円。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5、実質収支額は6,724万2,625円となります。

次に、26ページの平成26年度後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書をごらんください。

1、収入総額2,636億2,256万373円。2、支出総額2,493億7,711万3,034円。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5、実質収支額は142億4,544万7,339円となります。

続きまして、財産について御説明申し上げます。

27ページの財産に関する調書をごらんください。平成27年3月31日現在の状況でございます。

上の表1、物品といたしまして、取得時の価格が10万円以上であった物品でございます。平成26年度中において財産の移動はございません。

下の表2の基金は、後期高齢者医療制度円滑導入基金でございます。特別会計の歳入で御説明いたしました臨時特例交付金を積み立て、保険料軽減等の財源に充てるため取り崩すもので、年度末現在高は3億93万4,000円でございます。

以上、平成26年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計決算書及び決算附属資料について御説明申し上げます。

なお、本決算につきましては、去る8月26日に出浦克彦代表監査委員及び和田重昭監査委員の審査をいただいております。監査委員の意見は、決算書に添付いたしました歳入歳出決算審査意見書のとおりでございます。

以上、御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

**議長（久保田三代君）** 以上で説明が終わります。

初めに、認定第1号 平成26年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定についてに対する質疑、討論、採決を行います。質疑のある方は願います。

竹村議員。

**9番（竹村誉君）** ただいま説明していただきましたところの監査委員による決算審査の意見書なんですけど、そこで書かれてあります第3、審査の結果及び意見のこの部分にある歳計現金の対応可能な範囲の有利な方法という言葉、先ほど説明された会計のところで、

どこにその手法とか方法がとられて形としてあらわれているのか、説明を求めます。

**議長（久保田三代君）** 蔵之内会計管理者。

**会計管理者兼出納室長（蔵之内充君）** それでは、会計管理者、蔵之内でございます。審査意見の中の対応可能な有利な方法ということでございますけれども、歳計現金と、1カ月の期間中の運用額というのを診療報酬等の支出額を、最大限考慮しまして、できるだけ大きな運用額を定期としてできるだけ運用していくということで行いました。

説明は以上でございます。

**議長（久保田三代君）** よろしいですか。ほかに質疑のある方は願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（久保田三代君）** 質疑がないようでありますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ある方は願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（久保田三代君）** 討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

**議長（久保田三代君）** 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第2号 平成26年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに対する質疑、討論、採決を行います。

質疑がある方は願います。

1番小口議員。

**1番（小口利幸君）** 勉強不足で済みません。特別会計の歳入、18ページについて2～3点教えていただきたいと思います。

まず、雑入のところですね、先ほど項目が2億何がしかの額が交通事故加害者からの納付金というようなことがございました。この背景、勉強不足で済みませんが、いま一度教えていただきたい。

2点目でございます。返納金の中にもですね、先ほど指導監督等によって返納された診療報酬返還額ということでございますが、この中で額の多いものと、そのような実例を参考までに2～3点お聞きできればありがたいと思います。

以上です。

**議長（久保田三代君）** 吉岡事務局長。

**事務局長（吉岡広幸君）** まず、例の第三者納付といいますか、交通事故等の場合の加害者の関係なんですけれども、これにつきましては一応国保連合会の中でこういった第三者行為に対するその取り扱いを行っている部署がございますものですから、そちらのほうにお願いしまして処理を行っているというような状況でございます。具体的には、それぞれ任意保険でございますとか、あるいは自賠責保険等に入っておりますものですから、保険給付費ではなくて、その保険の額の中から支出をいただくということで処理をしているところでございます。それに対しまして、国保連合会に対しては収入のあった額の1%を手数料ということでお支払いするという形で現在進めております。

以上でございます。

**議長（久保田三代君）** 蔵之内会計管理者。

**会計管理者兼出納室長（蔵之内充君）** 多額な例ということで、ある医療機関でございますけれども、これは不正請求という事例に該当いたしますと、一定の法律の率に基づいて返納するときには加算金というものをつけて返納しなさいということになっております。ちょっと記憶、数字がはっきりしていないんですけれども、5, 000万程度ぐらいはあったのかなというふうに思っております。

説明は以上でございます。

**議長（久保田三代君）** よろしいですか。再質問どうぞ。

**1 番（小口利幸君）** 済みません、理解が遅くて。そうすると、今、指導監督で、2点目のほうですが、不正なんですか、それは。悪意のある不正があったという例ですか。

**議長（久保田三代君）** 蔵之内会計管理者。

**会計管理者兼出納室長（蔵之内充君）** これは基本的には国のですね、厚生労働省のほうで指導監督ということで、監査、指導に入るわけですがけれども、そちらのほうの認定の中で、いわゆる通常不当と言っているのはですね、計算間違いとかそういったもので解決するんですけれども、ある程度意図されたそういったものについては不正という認定をされて、それに基づいて納付せよといった場合は、そういった納付するに際しても加算金というものを付さなきゃいけないということで、法律に、法令等にのっとってされているということでございます。

以上でございます。

**議長（久保田三代君）** よろしいですか。

ほかに質疑のある方は願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（久保田三代君）** それでは質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論のある方は願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（久保田三代君）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定するに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

**議長（久保田三代君）** 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

**議長（久保田三代君）** 以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議が全て終了いたしました。

ここで定例会の閉会に当たり、三木広域連合長から挨拶があります。

広域連合長。

**広域連合長（三木正夫君）** 11月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきましては、原案どおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

現在、平成28年度予算編成作業を鋭意進めておりますが、28年度・29年度の次期財政運営期間の根幹をなす保険料率の決定が大詰めを迎えるとともに、保険料の特別軽減

の見直しや診療報酬の改定など、財政運営に係る重要な情報も寄せられていることから、各種の情報を的確に把握し、終盤の予算編成作業に臨んでまいります。

既に立冬も過ぎ、身近に見えるアルプスの山々の冠雪が稜線から徐々に下方へ広がってきておりまして、間もなく里にも初雪の便りが聞こえてくるところと存じます。

12月議会が控える中、朝晩は冷え込みが一段と増してまいりますので、議員の皆様には十分に御自愛をいただき、なお一層の御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

**議長（久保田三代君）**　ありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年11月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後　3時34分　閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 久保田 三代

署名議員 小口 利幸

署名議員 村上 眞章